

高年齢者の雇用環境等を整備したい

65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備等を行う事業主に対し、助成します。

対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容

高年齢者雇用安定法の改正（令和3年4月1日施行 ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～）に伴い65歳超継続雇用促進コースを拡充しました。

（1）65歳超継続雇用促進コース

■ 助成内容

高年齢者の安定した雇用の確保のため①定年の引き上げ又は定年の定め廃止、②希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入を実施した事業主に対して助成します。

■ 支給額

高年齢法改正を踏まえ、継続コースの助成額と支給区分が変更されます。

① 定年引き上げ又は定年の定め廃止

措置内容 (引上げ年数)	65歳	66～69歳		定年の引き上げ(70歳～) 又は定年の定め廃止
		5歳未満	5歳以上	
60歳以上 被保険者数 10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円

② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げ年数)	66～69歳		70歳～
	4歳未満	4歳以上	
60歳以上 被保険者数 10人未満	15万円	40万円	80万円
10人以上	20万円	60万円	100万円

③ 他社による継続雇用制度の導入

措置内容	他社による継続雇用年齢の引上げ幅		
	66～69歳		70歳～
	4歳未満	4歳	
支給額（上限）	5万円	10万円	15万円

※ 1 他社による継続雇用制度の導入に対する助成

他社と契約を締結し、定年後または継続雇用年齢の上限に達した後も引き続き雇用を希望する者について、当該他社において（66歳以上70歳未満の年齢まで）雇用を確保する「他社継続雇用制度」を導入するにあたり、当該他社の就業規則改正等に必要経費を全額負担した場合、要した経費の2分の1を助成。

※ 2 本コースで令和2年度制度までに70歳未満までの制度改善を行い助成金を受給した事業主について、さらに70歳以上の制度を導入した場合は、2回目の申請が可能となります。

ただし、2回目の申請の場合は、2回目の申請額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※ 3 その他制度拡充に伴う要件の変更等もありますので、事前の相談をお勧めします。

(2) 高齢者無期雇用転換コース

■ 助成内容

50歳以上で定年年齢（65歳以上である場合は65歳）未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

■ 支給額

・ 1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高齢者無期雇用転換コース	48万円	38万円
高齢者無期雇用転換コース (生産性要件※を満たす場合のみ)	60万円	48万円

※生産性要件について

生産性要件の算定方法については、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

(3) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

■ 助成内容

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

■ 支給額

支給対象経費（注1）の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》
（《 》内は、生産性要件を満たす場合）

（注1）措置の実施に必要な専門家への委託費、必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入経費、コンサルタントとの相談経費

活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>